

(3)その他の提案(26件)

管理 番号	団体名	重点募集 テーマ の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由 (対象外、今後検討・調整が必要な事項)
33	関西広域連 合	×	広域行政ブロック 単位の広域連合 は都道府県域を 越える広域ブロ ック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び 域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同 じ。)は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県 域を越える広域ブロックの行政を担うものであること の法制化	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権 限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の 中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」(各ブ ロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び 域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同 じ。)は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県 域を越える広域ブロックの行政を担うものであること の法制化を求める。	広域行政需要に適切かつ効果的に対応するだけではなく、国からの権限移譲の受入体制をも整備するという広域連合制度の趣旨にもかかわらず、当制 度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在しない。提案募集方式においても、当広域連合の提案で国の事務・権 限の移譲が実現した事例は皆無である。 過去の当広域連合提案においても、全国一律である必要がある、一部地域のみには移譲できない、として事務・権限移譲を認めないとするなど、広域連合 制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 このため、構成団体からの事務持ち寄りと国出先機関の「丸ごと移管」を車の両輪として広域ブロックの課題を自らの意思と責任で解決していくことを目指 し、平成22年に設立された当広域連合は、未だに本来のスタートラインに立つことができていない。あわせて、国においては、国際社会における国家として の存立にかかわる事務をはじめとする国が本来果たすべき役割に重点化できていない状況が続いている。 現行の法制では「国－都道府県－市町村」という行政体制が確立されており、国と地方の役割分担の中で広域ブロック単位の行政主体の存在が全く顧慮 (オーソライズ)されていないが、提案募集方式において国からの権限移譲実現事例が規制緩和実現事例と比べて大幅に少ないことに見られるように、府 省が権限移譲に対して積極的ではない中で、広域連合制度の趣旨を実現するには、まず、広域行政ブロック単位の広域連合の役割のオーソライズが欠 かせないものとする。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に 対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び 必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案 募集の対象外として整理されたため。
35	関西広域連 合	×	広域連合制度に おいて国の事務・ 権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証 実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、 移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う 「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請 権」の導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権 限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・ 権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証 実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、 移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う 「地方分権特区(仮称)」の導入を求める。 あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関 の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特 段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施 に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を 求める。	当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は未だ存在せず、制度創設時、国が地方に権限を移譲したがない実 情から見て非常に楽観的な制度設計であると危惧されたとおりになっている。 ②令和7年4月から、育児休業給付金の延長申請の際に提出する入所保留通知の有効期限が、入所予定時期の2か月～3か月前(入所時期による)まで に発行されたものとなる。これまで、当市では入所保留通知を入所時期に関係なく早期に郵送していたが、4月以降は、お客様の入所希望時期に合わせて 入所保留通知を発送する必要がある。入所時期に合わせた郵送について、時期の管理やその都度の発送など、事務負担が増えることになる。これ までのように入所時期を勧案せず、一斉に入所保留通知書を出した場合、入所時期に合わせて入所保留の証明書の発行が必要になるため、事務量増は 避けられない状況である。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に 対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び 必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案 募集の対象外として整理されたため。
56	越前市	×	育児休業給付金 の支給対象期間 延長手続	①令和7年4月から育児休業給付金の支給期間延 長手続の際、保育所利用申込書の写しを不要にする。 ②入所保留通知書の有効期限を1年間に延長す る。	①写しを紛失した方から写しの請求があった場合の対応が負担になる。住民にとっては写しをとること、それを保管することが負担になる。また、紛失した 場合は、自治体に写しの請求をする必要がある。 ②令和7年4月から、育児休業給付金の延長申請の際に提出する入所保留通知の有効期限が、入所予定時期の2か月～3か月前(入所時期による)まで に発行されたものとなる。これまで、当市では入所保留通知を入所時期に関係なく早期に郵送していたが、4月以降は、お客様の入所希望時期に合わせ て入所保留通知を発送する必要がある。入所時期に合わせた郵送について、時期の管理やその都度の発送など、事務負担が増えることになる。これ までのように入所時期を勧案せず、一斉に入所保留通知書を出した場合、入所時期に合わせて入所保留の証明書の発行が必要になるため、事務量増は 避けられない状況である。	育児休業給付金の支給期間延長の受給資格の 確認として保育所等の利用申込書を添付するこ と及び2～3ヶ月以前に交付された入所保留通知 の取扱いが示された「雇用保険業務に関する業 務取扱要領」の運用が令和7年4月1日から開始 されたところであり、制度を改正するに当たって 十分な期間が経過していないため、調整を行わ ない提案として整理されたため。
58	新潟県、福 島県、神奈 川県、三重 県	×	青色申告決算書 (不動産所得用) に貸付不動産の 保有状況欄を新た に設けること	「青色申告決算書(不動産所得用)」に「貸付不動産 の保有状況」欄を新たに設けることを求める。	個人事業税の賦課事務は、所得税の確定申告書を基に行っている。「不動産貸付業」及び「駐車場業」については、それぞれの業に該当するかどうかの認 定に当たっては、貸付することができる物件数が認定基準以上であるかどうかで判断され、物件数は所得税の申告書に添付される決算書等を参考にして 把握している。決算書のうち、「収支内訳書(不動産所得用)」(白色申告者用)には、「貸付不動産の保有状況」(空家(空室)、空地を含む)欄があるが、 「青色申告決算書(不動産所得用)」にはない(実際に貸付けた物件数しか把握できない)。 そのため、青色申告者に対しては、貸付することができる物件数を申告者に文書照会するなど調査する必要がある、賦課事務の負担となっている。	令和4年に同様の提案があったが、「提案団体の 求める措置により、青色申告者においては申告 手続の負担が新たに生じることも踏まえ、『提案 団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案』として整理す る。」とされており、本提案において、その後の情 勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべ き論点が明確に示されていないため。
130	青森県	×	農業競争力強化 対策のうち草地畜 産基盤整備事業 (草地整備型)の事 業実施主体の変 更	農業競争力強化対策のうち草地畜産基盤整備事業 の草地整備型について、事業実施主体として事業 指定法人が取り組めるように要件の見直しを求め る。 また、現在、指定法人が交付金事業で実施している 継続地区について、補助金事業への切り替えがで きるよう柔軟な運用を求める。	当県における公共事業は、草地等の基盤整備や農業用施設整備について豊富な知見がある公益社団法人あおもり農林業支援センター(以下、支援セン ター)を指定法人として承認し、支援センターが事業実施主体となって農山漁村地域整備交付金のメニューを活用して実施しているが、国の交付金の予算 は10年前に比べ30%程度減少しているほか、令和7年度は予算要求に対し85%となっている。 公共牧場を利用した肉用牛生産が特徴である当県では、草地の経年劣化が進んでおり、「草地整備型」の要望が多いが、その事業実施主体は県しか認め られていない。 この二つの理由から、継続地区および新規地区の立ち上げに影響が出ている。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に 対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び 必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案 募集の対象外として整理されたため。
148	豊田市、三 重県	○(デジタル 化(4以外))	電子納税通知書 正本化及び運用 面で自由度の高い 制度の早期実現	令和7年の税制改正大綱に盛り込まれた、納税通 知書の電子化については、電子納税通知書を副本 として送ることができるよう措置を講ずるとされてお り、また対象税目を固定資産税・都市計画税、自動 車税、軽自動車税種別割の4税目に限定することや 適用期日の記載等がされている。 これらは、令和6年11月の「地方税における電子化 の推進に関する検討会とりまとめ(以下、「とりまと め」という。)」による内容と同一であり、とりまとめに よると実施に際しては「地方の判断による税目の追 加は行わない」ことや「申出があった場合には原則 として必ず電子的送付を行う運用とすべきこと」など とされている。 そこで、自治体の事務負担を軽減し納税者の混乱 を防止する観点から、電子納税通知書の正本化の 早期実施及びその対応(過渡的な副本としての対応 期間を含む)における自治体の自由度を高めること (実施時期、対象税目の選定、電子納付書の取扱 い等)を求める。	現在、各自治体においては、標準準拠システムへの移行準備が進められているところであり、事務処理手順の大幅な変更が行われようとしている。標準準 拠システム移行のわらいの1つは、事務効率の向上による自治体業務の3割削減であり、これを達成するには、事務のデジタル化(DX)が必須である。 電子納税通知書の発行を可能とする法改正は、自治体事務のデジタル化に資するものであるが、副本としての位置付けでは、正本として従来の紙の通知 書を別途発送する必要が生じ、デジタル化による事務の削減効果が失われる。紙と電子の二重発送処理が必要となるうえ、電子納税通知書の送付対象 者に対する紙の納税通知書様式(納付書を同封していないことなどを説明する内容を含むもの)を別途用意するなど、自治体の業務負担が増えることにな る。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案で あり、提案募集の対象外と整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマの該当	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由（対象外、今後検討・調整が必要な事項）
161	熊本市	×	マンション管理状況の届出義務の法制化	マンションの管理適正化を推進するための支援を行う上で、管内のマンションの管理状況の把握が最重要であることから、各マンションの管理状況に関して、定期的な届出の義務を課すもの。	本市では、マンション管理組合への郵送物送付先やマンションの概要等を登録する制度を設けており、登録率は約80%である。しかし、管理状況を把握するために令和6年度に実施した調査では、調査に非協力的、または連絡のつかない管理者等が多数おり、回答率は約50%に留まった。管理適正化を推進するための支援を行う上で、管内のマンションの管理状況の把握は必須であるものの、その実態把握に苦慮している。マンションの管理の適正化の推進に関する法律が令和2年度に改正されたことにより、都道府県等はマンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に即し助言・指導及び勧告が可能となった。さらに今後、外壁剥落等の危険な状態にあるマンションに対する報告徴収、助言指導・勧告、あっせん等の措置等を盛り込んだ法改正が行われる見込みである。これら法整備の目的を達成するためには、管内のマンションの管理状況の把握が必須である。	民間主体に対してマンションの管理状況等に係る届出という新たな義務を課す必要性が不明確であるため。
188	神奈川県	○（デジタル化(4以外)）	死体解剖資格の認定申請等に係るオンライン申請及び紙申請時の都道府県經由事務の廃止	死体解剖資格の認定申請等について、都道府県及び保健所設置市との情報共有のあり方を検討した上で、オンラインで申請された場合の都道府県經由事務の廃止を求める。併せて、依然存置される方針が明示されている紙申請の場合についても、都道府県經由事務の廃止を求める。	現在、都道府県（及び事務処理の特例に関する条例で事務を移譲する保健所設置市）では申請書類を受け付け、書類に不備がないことを確認した後、厚生労働省に進達しているが、本申請は、他の国家資格と比べて特に取扱件数が少ないことから、審査基準や必要書類の形式等について、些末な疑義でも都度国に確認せざるを得ない状況にある。事案が発生した際に、保健所として情報を把握する意義は認められる一方で、複数の行政主体が段階的に審査することで得られる正確性等の利点は少なく、重複審査や疑義の確認等に労力を要している。併せて、申請者にとっても、形式審査等や進達に係る作業に時間を要することから、都道府県等を經由することが不利益となる場合もある。そうした中、国では、医師等の免許申請について、国家資格等情報連携・活用システムを利用し、手続をデジタル化する方向で検討・調整を行っているものと承知している。しかしながら、厚生労働省からは、同システムの利用が開始された後も、「紙申請は引き続き都道府県經由事務として対応いただく」と明示されている（令和6年11月22日厚生労働省医政局医事課試験免許室事務連絡「国家資格等情報連携・活用システムを利用する医師等の免許申請手続に係る情報提供について」による）。また、オンライン申請時の都道府県經由事務の存廃には特段言及されていない。その後、令和6年地方分権改革に関する提案募集において、本事務も含む医師等の免許申請に係る都道府県經由事務について、オンライン申請時及び紙申請時ともに廃止することを求める提案がなされたが、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）」では、「国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県經由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県經由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、紙申請時の經由事務廃止に関しては検討対象として明示されていない。	本提案は、死体解剖資格の認定申請等における都道府県經由事務の廃止を求めるものであるが、令和6年分権提案管理番号64において、死体解剖資格を含む、厚生労働省医政局所管の国家資格について、都道府県經由事務の廃止を包括的に厚生労働省と折衝し、現在フォローアップの対象として整理されているため。
202	村上市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	過疎地域等における集落対策（集落支援員制度）の財政措置の拡充	集落支援員の設置については、「過疎地域等における集落対策の推進要綱」で規定されており、当市でも設置を進め、地域の課題解決を進めている。本制度の財政措置として、特別交付税措置が講じられているが、これを拡充し、一定条件（地域おこし協力隊制度における条件不利地域では全域で財政措置するなど）の中で人口集中地区においても財政措置を求めるもの。	地方都市においては、国勢調査の人口集中地区においても若年層を中心とした人口の流出や高齢化が進行し、地域の維持・活性化が困難な状況。このような状況下において、市域全域をカバーする形で集落支援員を設置し対策を進めていく構想であるが、当市のような広大な地域では、それぞれ特色のある区域に分かれていることから、複数の集落支援員が区域に応じた活動を進めていく必要がある。このため、市域全域のうち一部が人口集中地区として財政措置が講じられていないことは、地域活動推進の障壁となっており、市内全域で対策が進みづらくなっている。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外と整理されたため。
229	宮城県、北海道、青森県、岩手県、仙台市、角田市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、山形県、福島県、新潟県、広島県	×	脱炭素化推進事業債をハイブリッド自動車へ充当可能とすること	令和7年度に終期を迎える脱炭素化推進事業債（以下「脱炭素化債」という。）に係る今後のあり方を検討するにあたって、脱炭素化債を要件緩和し、ハイブリッド自動車への充当を可能とすること。	令和4年度地方債同意等基準運用要綱「別紙2ウ(エ)」の地域活性化事業を充当することで、ハイブリッド自動車の導入を推進していたが、令和5年度地方債同意等基準運用要綱で新設の脱炭素化債では、ハイブリッド自動車が対象外とされたことは、国と地方が一体となった脱炭素の取組を推進する上での障壁となっている。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外と整理されたため。
268	浜松市	×	農地権利移動時の農業用施設の継承を可能とすること	農地法における農地の権利取得要件の1つである全部効率利用要件について、権利取得者の農業生産活動に必要かつ双方の合意がある200㎡未満の農業用施設が申請地内にある場合については、効率的に農地を利用するために必要なものであると認め、そのままの状態でも権利移動を認められるよう見直しを求める。	【現行制度について】 農地法第3条第2項第1号では、農地の「～使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者～がその取得後において～農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」は権利移動の許可をすることができないと規定されている。 【支障事例】 権利移動時に申請地内に農業用施設がある場合、農業用施設の撤去と農地復元、継承する場合は転用許可が必要となり、権利取得者と農地所有者の双方に経済的負担がかかり農地流動化の妨げとなっている。また、農業経営基盤強化促進法等により借りている農地に2a未満の農業用施設を設置し、その後所有権移転する場合でも、前述の手続きが必要である。 【制度改正の必要性】 農業者数の減少と高齢化に伴い、耕作放棄地の増加が見込まれる中、令和5年改正農地法の施行により、農地取得要件の一つである下限面積要件が撤廃された。ライフスタイルの多様化や働き方改革も追い風に、多様な担い手の参入が期待される中、支障事例が発生している。 【支障の解決策】 求める措置の具体的内容のとおり。	本提案における支障は、現行制度においても、農業用施設の設置に関する地目変更登記を行うことによって解消されると提案団体から聴取しており、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。
276	広島県、中国地方知事会、宮城県、岐阜県、新潟県、愛媛県、広島市	○（デジタル化(4)）	デジタル等を活用した人口移動理由を把握できる仕組みの構築	県において、効果的な社会減対策等を実施するため、住民基本台帳法上の転入届や転出届の届出に合わせて、人口の移動理由が把握できるよう、マイナポータル等も活用したデータ収集の仕組みの構築を求める。	多くの自治体において社会減対策が喫緊の課題となっているが、その原因究明と対策を行うために必要なデータ収集について、本県では、昭和40年度から市区町窓口にて転出入届を提出する者に対して移動理由の調査を独自実施している。しかし、この調査は法令で定めのない任意協力に基づく調査であることや、令和5年からマイナポータルでの転出届の提出が可能になったことによる窓口来所者の減少により、特に近年、調査票の回収率が伸び悩み、有効かつ正確なデータ入手が困難な状況となっており、効果的な施策への反映に支障をきたしている。 （調査票回収率） 令和3年実績60.6%⇒令和4年実績58.8%⇒令和5年実績52.0%⇒令和6年実績54.6%	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマの該当	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由（対象外、今後検討・調整が必要な事項）
281	神戸市	×	決済事業を有しない指定公金事務取扱者によるポストペイ型決済手段の導入を可能とすること	下記①または②により、決済事業を有しない指定公金事務取扱者もポストペイ型決済手段を導入することを可能とし、納入義務者が求める利便性の向上及び自治体や指定公金事務取扱者の事務負担軽減を求める。 ①指定公金事務取扱者にポストペイ型電子決済による徴収・収納事務を導入可能とすること。 ②指定公金事務取扱者がポストペイ型電子決済による徴収・収納事務を指定納付受託者に再委託することを可能とすること。	市民・事業者（以下「納入義務者」という。）からの手数料を徴収する窓口では、現金での支払いは勿論、プリペイド型電子決済のほか、クレジットなどのポストペイ型電子決済での決済手段が求められている。 しかし、窓口での各種手続きのほか徴収・収納を行う受託事業者（以下「指定公金事務取扱者」という。）は決済事業を有しておらず、ポストペイ型電子決済が扱える指定納付受託者に指定することができないため、これを導入することができない。 そのため、仮に自治体が別途ポストペイ型電子決済を指定納付受託者に委託してその端末を設置した場合、自治体は新たにその契約事務や日常の債権管理事務を負担する必要があるが、人口減少に伴う労働力不足により対応する職員の確保が難しく導入する際の障壁となっている。 またこの場合、指定公金事務取扱者も現金分と自身が契約していないポストペイ型電子決済分との件数確認や収納金と受付件数との突合確認など、事務負担が大きくなっている。	令和6年に類似の提案があったが、担当省庁より、「決済事業を有しない事業者が指定納付受託者となることは想定していない」との見解が示されており、本提案において、その後の情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
294	兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、三田市、宍粟市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町、新温泉町	×	災害時における行方不明者・死者の氏名等の公表に係る具体的な取扱いの明示	「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」において取扱いが定められていない、災害時における行方不明者・死者の氏名等の公表に係る具体的な取扱いについて明示すること。	【現状】 内閣府（防災担当）において、令和5年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が策定された。指針には、大規模災害発生時の安否不明者の氏名公表について、救助・救出対象者を絞り込み、迅速な救助・救出に資すること等を目的として示されている。 （令和3年9月）「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（通知） （令和5年3月）「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」 （令和5年4月）改正 個人情報保護法の施行 【具体的な支障事例】 行方不明者・死者の氏名等の公表に係る取扱いについては、地方公共団体ごとで対応が分かれており、県域を跨ぐ広域的な災害時（南海トラフ地震等）において、都道府県ごとで氏名等の公表に係る対応が異なると、混乱が生じることが予想される。	「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」（令和3年6月全国知事会）において一定の方向性が示されているところ、統一的な基準を設ける必要性が不明確であるため。
297	兵庫県、尼崎市、明石市、川西市、三田市、養父市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町	×	生活福祉資金（特例貸付）の償還免除にかかる適格要件の拡充	生活福祉資金（特例貸付）の償還免除にかかる適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、「償還時において、なお所得の減少が続くなど貸付時と状況の変化がない者」まで拡充すること。	【現状】 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程」において、「償還免除特例」の適格要件の1つに「借受人と世帯主が均等割・所得割いずれも住民税非課税であること」とある。 【具体的な支障事例】 償還免除特例の適格要件を満たしていない「償還時において、なお所得の減少が続くなど貸付時と状況の変化がない者」（以下「状況の変化がない者」という）に対する償還免除については、償還猶予期間の終了後に手続きを行うこと等により不可能ではない。しかし、住民税非課税世帯（以下「非課税世帯」という）は一度の手続き、1～2か月程度の審査期間を経て償還免除が決定するのに対し、状況の変化がない者は償還猶予期間、12か月分以上の未償還期間という長期間（1年を超える場合が多い）の経過観察と、その間も生活再建に向けた自立相談支援機関による継続した支援や必要に応じた報告が求められる。 状況の変化がない者においては心理的な不安等を抱く状態が続くなど、償還免除承認までの手続きや期間において、非課税世帯との差が大きく、不公平が生じている。 状況の変化がない者も非課税世帯同様に、現時点においても生活が困窮し、切迫した状況にあることに違いはなく、生活再建に向けた支援が必要であることから、速やかに免除を承認することで、生活再建に向けて注力できるよう考慮すべきである。	貸付制度は本来償還を要するものであるが、一方で、一定のルールのもと償還免除要件が定められている。 提案団体からはこの一定のルールに対する具体的な制度的支障が明示されておらず、調整を行わない案件として整理されたため。
298	兵庫県、三重県、加古川市、川西市、三田市、養父市、朝来市、宍粟市、たつの市、播磨町、上郡町、佐用町	○（人口減少地域等におけるサービスキ空白地域の解消等）	民生委員・児童委員の配置要件の緩和	民生委員法第4条に規定する参酌基準について、配置基準に高齢化率の項目の追加や見守りが必要な世帯割合の増加を考慮した下限世帯数の引下げなど、現在の社会情勢に適した配置基準となるよう全体的な見直しを行うこと。	【現状】 民生委員・児童委員のなり手不足については全国的に深刻な問題となっており、欠員地区も年々増加傾向にあることから、制度の抜本的な改善が必要な状況にある。 一方、民生委員法第4条に規定する参酌基準である「民生委員・児童委員の定数基準について」に基づいて、全国的に配置基準が定められているが、当該基準は平成25年から内容について変更されていない。 【具体的な支障事例】 提案市においては、170～360世帯に1人の民生委員・児童委員を配置することとなっているが、担当世帯数が比較的少なく見える区域においても高齢化率は30～40％となっており、相談を受ける件数や見守り世帯数が多く、結果として民生委員・児童委員の負担が年々高まってきている。 しかし、参酌基準にはそのような社会情勢の変化を捕捉可能な、高齢化率を参照する判断基準がないため、民生委員・児童委員の負担や苦勞が反映されづらい。 また、民生委員・児童委員の高齢化率も著しく、下限の170世帯に近い区域であっても面積が広く体力的に厳しいうえ、見守り高齢者も多く実質100世帯近くを担当しなければならず、その結果、民生委員活動の時間が自身の生活を圧迫してしまい、長期的に続けることができないなどの支障がみられる。	現行制度でも対応可能であることが明らかな事項であり、提案募集の対象外と整理されたため。
302	兵庫県、三重県、芦屋市、相生市、赤穂市、川西市、小野市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町、佐用町、新温泉町	×	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等にかかる許可を要しない捕獲等の対象の拡大	対象とする鳥類の捕獲状況・生息状況等の実態把握も引き続き維持しつつ、許可（申請）手続き等の負担軽減を図るため、公益性が高いと認められ、かつ、「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等」（以下「捕獲等」）が直接の作業目的ではないが、被害防除対策に伴い法定猟法を用いずに捕獲等を行う事業者については、年度ごとの捕獲数量等の速やかな報告を条件として、被害防除のためにやむを得ない範囲で行う捕獲羽数の制限のない狩猟鳥（そのひな及び卵を含む）の捕獲等に関し、「捕獲等にかかる許可を要しない」事業活動の範囲を「農業又は林業」以外にも拡大すること。	【現状】 捕獲等については、鳥獣保護管理法（以下「法」）により原則禁止とされ、一部の除外要件を満たす場合を除き、許可を受ける必要がある。また、許可の単位も、国、地方公共団体、法で規定する認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣が認める一部法人を除き、捕獲等の作業に従事する個人単位の許可が必要であるため、許可にかかる過剰な事務負担や支障が生じている。 また、令和3年の提案募集において捕獲許可の見直しにかかる提案がなされたが、許可を不要とした場合は①捕獲状況等の実態把握が困難となる、②稀少鳥類の誤捕獲等の懸念を考慮すると稀少鳥類を含む鳥獣の保護及び管理に支障を及ぼす恐れがある等として、見直しに至っていない。 【具体的な支障事例】 からすの営巣期間（概ね毎年3月～7月頃）には電柱等への営巣事象が数多く発生するとともに、巣材として木の枝や針金ハンガー等が多く用いられるため、送電装置でショートし停電も生じている。現在の人間の生活に必要な不可欠である電力の供給支障事故防止のため、送配電事業者は巣（巣材）の撤去を目的に作業を実施するが、撤去作業時にかからすの巣内に雛や卵があった場合には、必要に応じて雛の捕獲等も行うため、当該作業には捕獲等にかかる市町長等の許可（※）が必要となっている。 しかし、当該許可申請・許可証交付は、作業従事者（個人）ごとに手続きが必要である一方、①巣の撤去作業には多数の作業従事者を要する、②体調不良等による作業従事者の交代や申請事項の変更（転居による住所変更等）が生じた場合は再度の手続きが必要、③特にかからすの営巣期間は年度変わりの人事異動の時期とも重なるため、異動に伴う作業従事者の変更にかかる申請・許可件数の増加が不可避等、申請する送配電事業者及び許可事務を行う市町とも非常に煩雑で事務負担が大きい。 （※）当県ではからすの捕獲等の許可等に関する事務を知事から市町長へ許可権限を移譲	令和3年に同様の提案があったが、「送電施設等にはカラス以外の希少鳥類等の営巣も想定され、これらの鳥類の誤捕獲等の懸念も考慮すると、営巣したカラスの捕獲及び卵の採取を定型的に許可不要とした場合に、希少鳥類を含む鳥獣の保護及び管理に支障を及ぼすおそれがある。」等の理由から閣議決定に至らず、本提案において、その後の情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。

管理番号	団体名	重点募集テーマの該当	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由（対象外、今後検討・調整が必要な事項）
305	島根県、三重県、中国地方知事会	×	特別支援教育就学奨励費(学用品購入費)について、国において参酌基準としての全国統一的な支給額(定額)を設定すること	特別支援教育就学奨励費(学用品購入費)について、国において参酌基準としての全国統一的な支給額(定額)を設定すること。	【支障事例】 特別支援教育就学奨励費の支給にあたっては、レシート等で実費を確認するほか、一部経費については、地方自治体等が各地域や学校の保護者負担の実情等を踏まえ、通常必要とする学用品の購入費について整理し、金額を設定すれば定額支給することも認められている。しかし、金額の設定について明確な基準がなく、実費で支給した場合と大きく乖離が生じないように設定する必要があり、定額支給を行っている都道府県はほとんどない。実費の確認にあたっては、レシート等の提出を求めているほか、保護者に手間が生じているほか、提出されたレシートには支給対象の経費と支給対象外の経費が混在していることが多々あり、学校で一点一点確認するため、職員の点検作業は膨大なものとなっている。 【支障の解決策】 国において参酌基準としての全国統一的な支給額を設定していただきたい。	令和3年度提案募集における定額制を求める提案に対し、令和4年5月9日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知において定額支給が可能ながことが明確化され、その算定基準は自治体や地域の実情に応じて定めることと事務処理資料の中で示されているところ。その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が示されていないため。
311	島根県、山形県、中国地方知事会、全国知事会	×	基幹統計調査において統計調査員を介さない調査方法への見直し	(1)国勢調査をはじめとする国の基幹統計調査の多くは、国や都道府県から任命された統計調査員(以下「調査員」という)が戸別訪問により対面で調査を行っている。しかしながら、近年、調査への協力を得られない世帯の増加や報酬の低さなどにより、調査員確保は非常に難しい状況にあり、現行の方式は将来的に立ち行かなくなる恐れがある。このため、マイナンバー、マイナポータルなどのデジタル技術や、行政情報を活用することにより、調査員を介さない調査方法への見直しを図ること。 (2)現行方式の国勢調査において、 ・調査票未回収分の「聞き取り」は、実施が困難な場合は省略できるようにすること ・郵送配布方式の実施にあたっては、地方自治体の新たな負担が発生しない手法とすること ・調査員確保が難しい地域において、国家公務員を調査員として任命すること	国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査とされている。全国で70万人以上の調査員が必要とされ、全世帯を訪問して対面で調査票を配布する全数調査である。 しかし、 (1)近年、調査員確保が難しくなり、調査に協力が得られない世帯も増加していることなどから、調査員調査は将来的に立ち行かなくなる恐れがある (2)調査員の確保は、地方自治体にとって大きな負担となっている (3)回を重ねるごとに回収率が下がり、未回収分に義務づけられている「聞き取り」も困難な状況で、調査の精度が下がっている (4)調査関係書類の誤送付・紛失等による個人情報漏洩等の増加が懸念される	平成30年、令和6年に類似提案があり、現在、これらの提案に関する閣議決定事項のフォローアップを行っているところであり、本提案について、改めて関係各府省と調整するには及ばないため。
312	川崎市、仙台市、さいたま市、千葉市、神奈川県、相模原市、新潟市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	×	医療費助成制度の整理・簡素化等	①健康保険制度(国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療制度)や国が実施する公費負担医療制度(自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)、指定難病医療費助成制度、小児慢性特定疾病医療給付等)、地方が実施する公費負担医療制度など、細分化された医療費助成制度を整理し、簡素化(一本化等)する。 ②複数の公費負担医療の適用を受けている場合、それぞれの公費負担医療制度ごとに行われている請求内容の審査について、審査支払機関を一本化する。	医療費助成制度の細分化により、次の支障事例が生じている。 (支障事例) ・人工透析を受ける人の場合、現行の制度では健康保険による特定疾病療養受療証の適用を受け、その後自立支援医療制度(更生医療)を適用し、残りの自己負担額について地単事業である重度障害者医療の適用を受けることとされているが、複数の申請の手間や複数枚の各受給者証等を携帯する手間があることなどから、本来受けるべき健康保険制度における特定疾病に係る療養や公費負担医療制度の適用を受けることなく地方単独事業の医療費助成のみ受給するケースがあることに加え、医療機関等においても各制度の意義に関する患者への説明や優先順位の取扱等が複雑化している。 ・請求内容の審査が、それぞれの制度ごと行われているため、審査に時間がかかるだけでなく、請求誤り等があった場合の対応など、保険者と公費負担医療制度等担当所管間での連携を図ることが困難な状況が生じている。 (簡素化の例) ・障害者に対する医療費助成としては、重度障害者医療費助成制度を地方単独事業ではなく国の事業とし、自治体間格差のない助成が受けられるようにする。 ・障害者以外の医療費については、高額療養費制度など疾病に縛られない助成方法を適用し、疾病による不平等格差を是正する。 ・人工透析医療については、健康保険による特定疾病療養と国制度である更生医療を整理し、一本化する。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
314	川崎市、仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、広島市、福岡市	×	臨床研修医の募集定員設定の算定基準の指針発出	国から県に対して、前例踏襲的な国の算定基準を準用するのではなく、柔軟な対応をするよう、指針を出してほしい。 具体的には、県の計算式において、救急などの診療実績、病床数、診療科目等を加味した、より実力を反映した定数を県が算出するようにしてほしい。	【臨床研修医の募集定員設定の実情】 現在、臨床研修医の募集定員調整は、都道府県単位で「医学部入学定員」比率等により算出されるが、現在の方法では人口密度・医療ニーズが高い都市部において、圧倒的に少ない配置となる。さらに、県内においても同様のロジックで、県内の過疎地域にも等しく臨床研修医が配置され、市内の定数が少ない。 【当市立病院における現況】 当市立病院は、充実した臨床研修プログラムと教育体制などから、全国随一の人気を集める病院である(約900病院中、令和4年度:全国第1位、令和6年度全国第2位、両年度とも県内第1位。毎年150～200名が応募)。しかしながら、県が定める現行定数は10名と極めて少ない。 高い人気と少ない定員のギャップを埋めるために、県に対して毎年増員要望を出しているが、その許可が得られない。令和2年度に国から県へ定員調整の権限が移譲されて以降、県は、従来の国の算定方法を踏襲しており、その計算式によれば、過去の受入れ実績を基本に定数を算出しており、当市立病院のような人気の病院であっても、基本的には、定数が上方修正されづらい仕組みとなっている。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
316	指定都市市長会、蔵王町	○(人口減少地域等におけるサービース空白地域の解消等)	地域医療介護総合確保基金の大都市配分枠確保等の運用改善	地域医療介護総合確保基金について、政令指定都市特有の事情を踏まえた柔軟な事業展開ができるよう、都道府県からの税源配分を伴う形での大都市への配分枠を確保する等の運用の改善を図ること	地域医療介護総合確保基金については、在宅医療・介護連携のための情報システムの導入・整備や医療・介護人材の確保といった事業が対象とされているものの、財源や事務負担などを理由として基金を設置する都道府県の事業が優先されることから、介護事業所が集積する政令市特有の事情を踏まえた柔軟な介護人材確保事業の展開ができないことが課題となっている。 また、一部政令市においては、独自事業の実施に当該基金を活用するなど、都道府県によって基金の活用実態に差が生じており、介護保険の保険者である市町村が地域の実情や特性に応じ、介護事業者や関係団体等のニーズに即した支援を実施するためには、指定都市への配分枠確保をはじめとした柔軟な運用策を講じる必要がある。	平成28年に同様の提案があり、当時、全国知事会及び全国市長会から広域的な視点での対応が求められるなどの意見が寄せられ、結果的に断念となっている。また、平成29年、平成30年にも同様の提案が寄せられたが、全国知事会や全国市長会、全国町村会の合意が得られていないことなどの理由で調整を行わない案件として整理されているところ、その後の情勢変化や新たに議論すべき論点が示されていないため。
326	指定都市市長会	×	学びの多様化学校の用の供する既存施設の改修に係る学校施設環境改善交付金の交付期限の延長	学びの多様化学校の設置の検討には相当な期間を要することから、学びの多様化学校の用に供する既存施設の改修に係る学校施設環境改善交付金について、令和9年度までとされている交付期限を延長する。	小・中学校ともに不登校児童生徒数が増加している中、当市では、不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしながら、社会的自立を後押しすることができるよう、不登校対策を総合的に推進している。 中でも、不登校児童生徒が、「学びたい」と思ったときに、多様な選択肢から、それぞれに合った学びや方法を選択できるよう、多様な教育機会を確保し、主体的に学びの場を選ぶことができる環境の整備についても、当市の不登校対策の充実に向けた方向性の一つに据え、学びの多様化学校の設置についても検討している。 学びの多様化学校の用に供する学校以外の既存施設の改修に要する経費については、現状、学校施設環境改善交付金で2分の1が補助されることとされているが、交付期限は、教育振興基本計画(第4期)の期間内の令和9年度までとなっている。学びの多様化学校の設置に当たっては、特別な教育課程の内容や、それに伴う設置場所、必要な施設条件等を十分に検討する必要がある、その検討には一定の期間を要するものと考えことから、今後、検討が長期化した場合、学びの多様化学校の設置に係る既存施設の改修に当たって、当該交付金を十分に活用できないおそれがある。 交付期限が令和9年度までとされている理由として速やかな設置を促す意図があるものとは推察するが、特別な教育課程を伴うことから設置の検討には十分な期間が必要となることや、今後の更なる不登校児童生徒数の増加により学びの多様化学校の増設の必要性が高まる可能性もあることを考慮すると、無理に令和9年度までと区切らず、地域の実情に応じた適切な検討期間を確保し、柔軟な対応を可能とすることが、不登校児童生徒への適切な教育機会の確保に繋がるものと考える。	当該学校設置について、教育振興基本計画において、速やかな設置の促進を図るよう、令和9年度までの時限措置とされた経緯があるため、速やかに検討を進めるべきであり、現時点において、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。

管理 番号	団体名	重点募集 テーマ の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由 (対象外、今後検討・調整が必要な事項)
397	横浜市	×	在宅重症難病患者一時入院事業の実施主体の拡大	国の「難病特別対策推進事業実施要綱」で定められている「在宅重症難病患者一時入院事業」の実施主体を希望する指定都市に拡大し、難病を患っても住み慣れた地域において安定した療養生活が送れるようにすること。	実施主体は都道府県のため、入院先として県域全体の医療機関を利用することになり、住み慣れた地域における在宅主治医の依頼に基づく、患者のニーズに合わせた入院先の確保やタイムリーな時期の事業利用には、身近な医療機関との連携が必要となっている。 また、入院先が自宅から遠方となる場合、長距離の移動が生じ、患者本人・家族にとって身体的・経済的負担が大きい。(病状の急変も考えられ、生命を脅かす事にもなりかねない)。	予算事業の新設提案に該当するため。
400	熊本県、九州地方知事会	×	国家戦略特区メニューの工場等新增設のための関係法令の緩和の拡充	国家戦略特区で認められている工場等新增設促進のための関係法令(緑地面積率)の緩和に関して、サイエンスパークや半導体関連企業・大学・研究機関などが集積するエリアといった国際競争力のある産業拠点エリアに限り、特区区域外の活用を求める。	九州では、大規模な半導体工場の進出を受け、企業等による半導体関連設備等の投資が進んでおり、九州・沖縄・山口への経済波及効果が2021年から10年間で合計23兆円を超える試算がなされている。(九州経済調査協会による推計値。2024年12月発表) 今後、九州において「新生シリコンアイランド九州」の実現に向け、産学金官の連携により、分散型サイエンスパークの具体化をはじめ、半導体産業・研究開発機能の集積を進める中で、国家戦略特区に指定されている福岡市・北九州市・熊本県以外の地域にも幅広く効果を波及し、各地域の特色を生かした新たな産業拠点の形成を図るために要望する。	国家戦略特区制度を所管する部局にて取り扱うべき事項のため。
401	熊本県、九州地方知事会	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	半導体関連関係学部に進学する外国人留学生の就労要件の緩和	留学生は、出入国管理及び難民認定法に基づく許可を受ければ、原則1週28時間以内の就労が可能であるが、半導体関係の学部に所属する留学生が半導体関連企業でアルバイトを行う場合、1週35時間以内を可能とすることを求める。	地方では、特に少子高齢化及び人口減が著しく進む中、各企業では人材不足が喫緊の課題となっており、外食産業などは外国人労働力の依存が強まっている。 半導体関連企業も、人材不足が課題となっており、九州の理系人材が域内の半導体企業に就職しているのは、ごく僅かな状況。 また、半導体産業は裾野が広い産業であり、専門的な知識も求められるが、半導体関連人材が今後10年にわたり毎年千人規模で不足するとの見通しもあり、半導体産業の集積加速の阻害となりかねない状況である。	平成28年及び令和6年の国家戦略特区等提案における類似案件について、担当省庁からは留学生の資格外活動許可は本来の在留活動である学業に支障のない範囲で許可されるものであることから、一定の時間を定めて制限することは合理的であり、その緩和については慎重な検討が必要である旨の見解が示され、実現に至っておらず、本提案においても、半導体分野のみ制限を緩和する合理性等が明確に示されていないため。